

奨学のための給付金概要

令和6年度

*お手元に手引きと2024給付金事務スケジュールをご準備ください。

1

制度

〈目的〉

全ての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯に対し、高等学校等における授業料以外の教育費（教科書、PTA会費等）を支援すること

〈特徴〉

- ・返還の必要がない
- ・高等学校等就学支援金と併用ができる(受給資格があることが条件)
- ・年に1度、年額を給付する（前倒し給付、家計急変を除く）
- ・学校長は給付金を代理受領し、教育費と相殺することができる

2

申請対象世帯

認定基準日時点で以下の全てに当てはまる世帯

- (1) 高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金（学び直し支援金）の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護（高校生等本人が生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和6年度（2024年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること。
※前倒し給付は、令和5年度（2023年度）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯であること。

3

高校生等

- 基準日に高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有している者。
- 給付金を交付する年度の4月から3月末までの1年間休学する場合は対象としない。
- 児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合は、対象としない。
- 高等学校等に在学した期間が以下を超える者は対象としない。

全日制	36月
通信制・定時制	48月

※学び直し支援金の支給対象者を除く。

詳細は手引きの
P4,P14~15参照

4

前倒し給付について

- ・前倒し給付は入学時など特に負担の大きい新入生に給付額の4～6月分を早期に給付することによって経済的負担を減らす制度です
- ・早期に給付を受けたい世帯のみ申請ができます【申請期限：6/28(金)】
- ・前倒し給付の課税確認年度はR5年度分（R4年の所得）です
給付漏れがないよう周知徹底をお願いします
- ・前倒し給付に係る家計急変申請もできます
- ・世帯区分が非課税世帯の場合、マイナンバー申請による申請が可能です（家計急変を除く）
- ・4～6月分の給付を受けた場合、残額の7～3月分を通常募集で申請する必要があります（年2回の申請・給付）

7

給付金額決定

R6.4 高校教育課修学支援班

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・19歳（中学生を除く）以上 23歳未満の扶養されている兄弟 姉妹がいる高校生等
通信制又は専 攻科以外	32,300円	122,100円	143,700円
通信制		50,500円	
専攻科	50,500円		

〈例1〉

姉（高校3年生）：全日制→122,100円
妹（高校2年生）：全日制→143,700円



〈例2〉

兄（高校3年生）：全日制→143,700円
妹（高校1年生）：通信制→50,500円



〈例3〉

兄：全日制 →143,700円
弟：扶養されている高校生等以外



扶養によっても
金額が異なる場合が
あります。

詳細は手引きの
P6,25～28を参照

8

給付額

世帯区分 学校区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	
		1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上 ・23歳未満の扶養されている兄弟 姉妹がいる高校生等
通信制又は専 攻科以外	32,300円	122,100円	143,700円
通信制		50,500円	
専攻科	50,500円		

【例】非課税世帯区分_全日制_2人目以降

〈前倒しの場合〉

○7月末給付 143,700円×3月(4~6月)/12月 = 35,925円
○9月末給付 143,700円×9月(7~3月)/12月 = 107,775円

〈家計急変の場合〉

基準日9月1日 143,700円×7月(9~3月)/12月 = 83,825円

〈前倒しの場合〉

○7月末給付
年額×4~6月分/12月
○9月末給付
年額×7~翌年3月分/12月

〈家計急変の場合〉

○4月1日基準日
：年額×4~6月分/12月
○7月1日基準日：年額
○8月1日以降の基準日
：年額×対象月数/12月
※対象月数は、基準日の属する月~3月

9

昨年度からの主な変更点

①非課税世帯の給付金額の増額

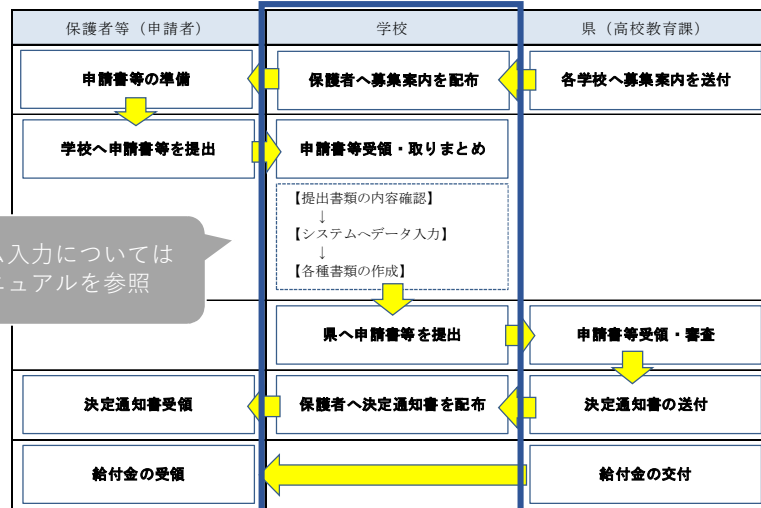
【第1子】昨年度：117,100円 → 今年度：122,100円

②扶養されている2人目以降の高校生等又は高校生等以外の 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養して いる場合の添付書類

昨年度：健康保険証の写し → 今年度：扶養誓約書

10

事務の流れ



システム入力については
操作マニュアルを参照

詳細は手引きの
P13参照